

資料 1 - 1 及び

資料 1 - 2 関連

ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 (案))

- 第 196 回国会 (平成 30 年常会) において、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律が成立。
独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、森林経営管理法 (平成 30 年法律第 35 号) 第 46 条の規定による支援 (林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等) を行うことが追加。
- その後、独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令が改正 (平成 30 年 12 月に公布)。
業務方法書の記載事項として、上記の支援業務に関する事項が追加。
- これを受けて、業務方法書において、「森林経営管理法に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等を、別途定める要領に基づいて実施する」旨を記載することとする。
平成 31 年 4 月 1 日から施行。